

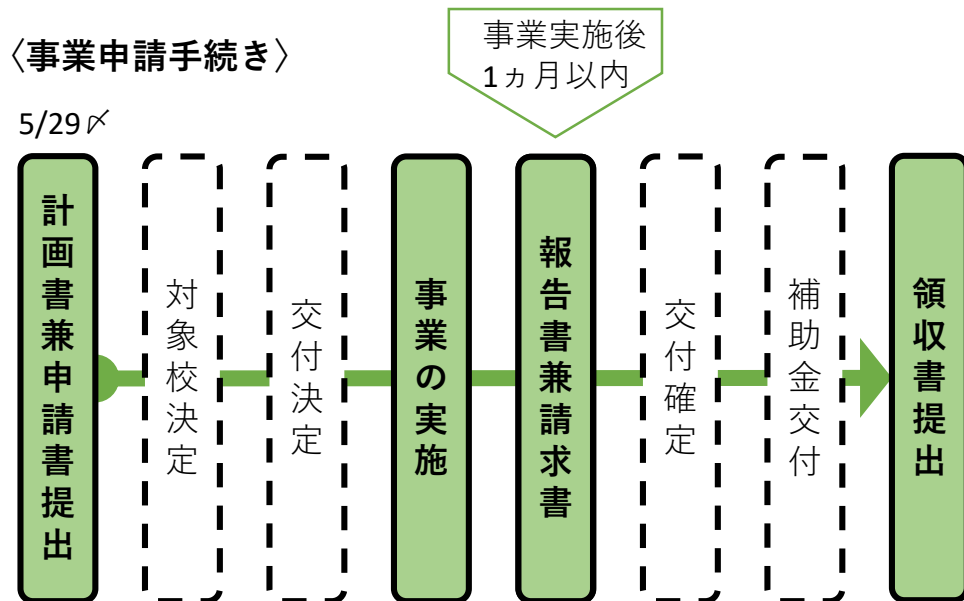
「島根半島・宍道湖中海ジオパークの学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金」制度概要

○松江市及び出雲市内の学校において、ジオパークに関連した授業等を行う際の移動手段として使うバスの経費について補助を行い、ジオパーク授業の実施拡大とジオパーク活動の普及啓発を図る事業です。

〈支援の概要〉

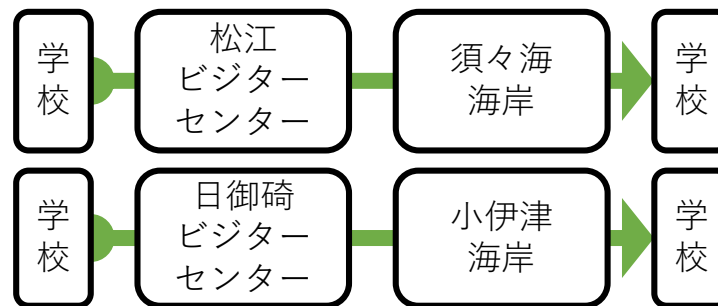
バス借上料補助金	
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市及び出雲市内の学校であること ・バス等で移動し、下記条件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ①ジオサイトやビジターセンターに赴き、ジオパーク授業を実施する場合 ②小学5年生の「流れる水のはたらき」の授業で意宇川か斐伊川において課外授業を行う場合 ・入場入館料、謝金等は対象外。
補助額	バス借上料相当額（借上料、燃料費、運転手経費）上限25万円
報告期限	令和3年2月26日（金）
その他	補助金の申請は、1校あたり年1回

〈事業申請手続き〉



実線：事業主体(申請団体)が行うもの
破線：島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会が行うもの

〈モデルコース：小学6年生「大地のつくり」授業向け〉



〈モデルコース：小学5年生「流れる水のはたらき」授業向け〉

